



2025年5月22日

各位

会社名 ニプロ株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐野 嘉彦
(コード番号：8086 東証プライム)
問合せ先 取締役総務人事本部長 中村 秀人
(TEL 06-6310-6910)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、「定款一部変更の件」を2025年6月26日開催予定の第72期定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役会の運営方法の見直し
取締役会の運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第22条(取締役会の招集)第1項を変更するものです。
- (2) 役付取締役の見直し
コーポレートガバナンスの強化と経営の効率化を図るとともに、取締役の権限責任をより明確化するため、現行定款第24条(代表取締役および役付取締役)第2項を変更するものです。
- (3) 監査役員数の見直し
コーポレートガバナンス体制の強化のため、現行定款第28条(員数)において定める監査役の員数を2名増員し、4名以内から6名以内に変更するものです。
- (4) 剰余金の処分の決議機関の見直し
機動的な資本政策および配当政策を実行するため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、現行定款第38条(剰余金の配当)の内容を一部変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年6月26日(予定)
定款変更の効力発生日	2025年6月26日(予定)

以上

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(取締役会の招集) 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し議長となる。<u>取締役社長</u>に事故または差し支えがあるときは取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。 2. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集) 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し議長となる。<u>代表取締役</u>に事故または差し支えがあるときは取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。 2. (現行のとおり) 3. (現行のとおり)
(代表取締役および役付取締役) 第 24 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役社長 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名</u>を選定することができる。	(代表取締役および役付取締役) 第 24 条 (現行のとおり) 2. 取締役会は、その決議により、<u>取締役のうち必要な員数の会長、社長、副社長、専務、常務その他の役付取締役</u>を選定することができる。
(員 数) 第 28 条 当会社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。	(員 数) 第 28 条 当会社の監査役は、<u>6</u>名以内とする。
(剰余金の配当) 第 38 条 当会社は、<u>毎年 3 月 31 日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行う。</u>	(剰余金の配当等の決定機関) 第 38 条 当会社は、<u>会社法第 459 条に基づき、剰余金の配当、その他の剰余金の処分については、取締役会の決議によってこれを行うことができる。</u>